

## 平成28年1月臨時会提案説明

平成28年第1回市議会の臨時会を招集いたしましたところ、議員のみなさまには、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に提案いたしております、議案第1号の、尾道市の市庁舎新築・公会堂の解体計画に関する住民投票条例案につきまして、提案説明を申し上げます。

本案は、平成27年12月24日、尾道市の市庁舎新築・公会堂の解体計画に関する住民投票条例の制定を求める直接請求が行われましたので、地方自治法第74条第3項の規定によりまして、わたくしの意見を附して、提案するものでございます。

それでは、議案集の7ページ以降の意見書にて、御説明申し上げます。

まず、新本庁舎の建設の必要性とこれまでの取り組み経過についてでございます。

現本庁舎は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けまして、平成24年度に耐震診断を行った結果、震度6強の地震により、倒壊又は崩壊の危険性が高いことが判明しました。

近い将来に発生が予想される南海トラフ地震をはじめ、自然災害に備えるべく、防災拠点施設として機能する本庁舎の整備が必要であることが明らかとなり、わたくしは、平成25年4月に、外部の有識者等で構成する尾道市庁舎整備検討委員会を設置し、本庁舎の整備方針を御検討いただきました。

そして、平成26年2月に、同委員会から、「尾道市庁舎は耐震性能が低く、大地震により倒壊又は崩壊の危険性が高いことから、防災拠点にふさわしい耐震性能を早急に確保するため、現庁舎を解体し、早期に新庁舎を建設することが適当である。」「新庁舎は、尾道市公会堂を解体した跡地に建設することが適当である。」との御意見をいただいたところでございます。

わたくしは、こうした御意見も踏まえまして、現本庁舎は、耐震強度が著しく低いため、現本庁舎を使用し続けるのであれば、大規模な耐震改修工事を行う必要があり、そのためには、33億円から40億円の費用が必要となること、また、市民サービスの拠点施設として、ワンストップサービスの実現による利便性の向上を図ること、市民開放スペースや多目的スペースを整備すること等により市民の交流拠点とすること、バリアフリー化による使いやすく、機能的な施設とすること、省エネ・自然エネルギーの活用による環境へ配慮した施設とすること等、現本庁舎の抱える課題を解決することができること、さらに、建設後55年を経た現本庁舎は、いずれ建て替える必要があることから、財政負担を最少とするべく、非常に有利な財源である合併特例債を活用することができる平成32年度末までに新本庁舎整備事業を完了させることにより、後の世代に大きな負担を残さないようにすることができること、尾道市公会堂は、建設後52年が経過する旧耐震基準による建築物であり、老朽化し、設備機器も見劣りし、利用状況も極めて低調であることから、これを解体することとし、その跡地に新本庁舎を建設することによって、現本庁舎の位置に建て替える場合と比べて、仮設庁舎の建設等の費用13億円程度を節減することができること、などから、平成26年9月議会に、尾道市公会堂を廃止することを盛り込んだ条例案と新本庁舎整備事業を追加した新市建設計画の変更についての議案を提出いたしました。

議会におかれましては、平成 25 年 9 月に、庁舎整備調査特別委員会を設置され、15 回にも及ぶ会議を開催され、新庁舎の必要性について議論を深めていただきました。平成 26 年 9 月には、新市建設計画変更特別委員会へと名称を変更され、さらなる御検討をいただいたところです。

こうした経過をたどり、平成 26 年 9 月議会において、わたくしが提出いたしました、尾道市公会堂の廃止に関する議案につきまして、出席議員の 3 分の 2 以上により、特別多数議決をいただきました。

また、新本庁舎整備事業の追加のための新市建設計画の変更と新本庁舎の設計に係る債務負担行為につきましても、議決をいただいたところです。

さらに、平成 27 年 2 月議会においては、新本庁舎の基本設計及び実施設計に係る予算を含む平成 27 年度予算の議決もいただきました。

このように、尾道市公会堂の解体と新本庁舎の建設につきましては、地方自治制度の根幹である議会制民主主義に基づく、二元代表としての議会とともに、議論しながら決定したものでございまして、わたくしは、住民投票の必要はないものと考えます。

こうした経過の中で、市民のみなさまに対しましても、広報紙やホームページによる広報をはじめ、出前講座、懇談会等において積極的な情報提供に努めてまいりました。パブリックコメントにおいても、市民のみなさまから御意見を多数いただき、それら御意見に対しましては、真摯に回答し、大方の御理解は得られているものと認識しております。

わたくしは、安全、安心のまちづくりと防災機能の確保、市民サービス向上のための拠点施設として、今まさに、新本庁舎の建設を市長の責任として、実現させなければならないと考えるのであります。

現在、新本庁舎の基本設計は、ほぼ完了し、庁舎整備基金にも約 9 億円が充てられており、着実に新本庁舎整備事業を進めているところです。

長期的な視点を持ち、22 世紀の子どもたちに誇ることのできる公共空間づくりを目指すことが、尾道市の将来に向けた必要な取り組みであると考えます。

次に、本条例案の問題点についてでございます。

本条例案第 1 条は、「住民の意思を明らかにするための住民投票を行い、もって市政の民主的な運営と財政の健全化を図ることを目的とする」と規定しています。

新本庁舎の建設につきましては、先に申し上げましたとおり、さまざまな機会を通じ、市民のみなさまに情報提供し、かつ、御意見を聴き、さらに、議会の御同意を得ながら、議会のみなさまとともに進めてまいりました。

しかしながら、この規定は、住民投票によらない限り、「市政の民主的な運営」が図られていないということとなり、議会制民主主義の原則に従って進めてきた、これまでの市政運営と矛盾するものと考えざるを得ません。

その他、本条例案には、意見書に記載しておりますとおり、不備な部分もございまして、住民投票の適正な管理執行ができないものといわざるを得ません。

以上のことから、わたくしは、本条例案の制定に反対するものです。

なお、議案説明書の 5 ページ以降に、本条例制定の請求要旨と経過などをお示ししておりますので、御覧いただきたいと思います。

議員各位におかれましては、本条例案につきまして、厳正なる御審議と賢明なる御判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

※本文は、口述筆記ではありませんので、表現などについて、実際の説明と若干異なることがあります。